

小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業者

指定更新申請の手続等について

1 指定更新について

(1) 概要

平成18年4月施行の介護保険法の改正により、サービスの質の確保・向上を目的とした指定の更新制が導入され、介護サービス事業者は、6年ごとに指定の更新を受けなければ有効期間満了により指定の効力を失うことになり、介護報酬の請求をすることができなくなります。

指定の更新を受けるに当たり、人員・設備・運営などの指定基準を満たしていない場合や、申請法人やその役員等が過去に指定取消し処分を受けた場合など、法律上の欠格事由に該当するときは、指定更新を受けることができません。

(2) 指定の有効期間について

指定の有効期間は、原則、指定日から6年となります。なお、地域密着型通所介護事業等の指定を別に受けていて、当該有効期間と相違がある場合、その満了日を揃えることができる場合がありますので御相談ください。

2 提出書類

別紙1「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所（指定・更新）申請に必要な書類一覧」を確認してください。

なお、地域密着型通所介護等の指定更新と同時の場合、両方に共通する書類は地域密着型通所介護等の指定更新書類に当該書類がある旨を明記の上、省略することが可能です。

3 提出方法

郵送又は直接持参願います。

なお、郵送による場合は簡易書留、レターパックなど郵便物の追跡が可能な方法とし、封筒表面に「指定更新申請書在中」と朱書きしてください。

4 提出部数

申請書、添付書類を1部提出してください。（正本1部）

※フラットファイルに綴って提出してください。（8 更新申請書類の作成方法 参照）

5 提出先

〒047-8660

小樽市花園2丁目12番1号

小樽市福祉保険部介護保険課 事業所指導グループ 行

電話 0134(32)4111(内線484) FAX 0134(27)6711

6 指定更新申請書提出後の変更について

更新申請後から指定の有効期間満了日までの間に変更届出事項が生じた場合は、変更届を提出してください。(更新申請書の差し替えは行いません。)

7 指定更新手続のスケジュール(都合により変更する場合がありますので御了承願います)

1 指定更新申請の通知	指定更新について通知します。
2 指定更新申請書提出	<u>指定更新申請の通知に記載している日までに提出してください。</u>
3 審査	書類・実地検査結果に基づき指定の更新が妥当か判断します。
4 審査の結果通知書の発送	審査の結果、指定更新に必要な要件を満たしている場合は「通知書」を交付します。

8 指定更新申請書類の作成方法

申請書及び関係書類は、申請日現在で作成してください。

必要書類は、別紙1「小樽市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業所(指定・更新)申請に必要な書類一覧」を確認してください。

別紙1の書類番号に沿って、「指定更新申請書」、「付表」、「添付書類」等の順に一括して見出しを付け、フラットファイルに綴ってください(正本)。

フラットファイル規格 A4版(A4-S) 2穴